参議院議員選挙における一人一票の実現に向けて：2025（令和7）年参院選についての高裁判決の総括と展望

中村良隆さん（大東文化大学非常勤講師）

１．はじめに

2025年7月に行われた参議院議員選挙の投票価値の不平等を争う訴訟の最高裁判決が、今月11日に下されることが決まった。

最高裁は、2016年に合区が導入された後、3回連続で合憲判決を下している。衆議院議員選挙についてもアダムズ方式の導入が決定された後、3回連続で合憲判決が下されているが、「合憲判決」といってもその意味は衆議院の場合と参議院の場合とで全く異なる。衆議院ではアダムズ方式に従ってさえいれば、それ以上の是正措置は必要がないといういわば「手放し」の合憲判決であったのに対して、参議院の場合には、最高裁は一貫して「較差の更なる是正」が必要であると国会に注文し続けてきている（「是正要求付き合憲」判決[1]）。特に前回の令和5年大法廷判決において、最高裁は「較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべきである。・・・立法府においては、・・・現行の選挙制度の仕組みの抜本的な見直しも含め、較差の更なる是正等の方策について具体的に検討した上で、広く国民の理解も得られるような立法的措置を講じていくことが求められる。」と述べ、「喫緊の課題」・「抜本的な見直し」という強い言い回しに加えて、「較差の更なる是正」という言葉を法廷意見は9回も繰り返し使っている。

それにもかかわらず、国会での更なる較差是正の取組みは全く進展しておらず、最大較差は前回の3.03倍から3.13倍へと一層拡大してしまった。

全国で3つの弁護士グループによって提訴された本件訴訟は、一人一票原則(one person one vote principle)が日本で実現されるかどうかのいわば「天王山の戦い」であり、最高裁は今度こそ「違憲状態判決」を下すのか、それとも「是正要求付き合憲」判決にとどめるのかが問われている。

[1] 升永英俊『統治論に基づく人口比例選挙訴訟Ⅳ』94－96 頁（日本評論社、2023 年）；なお、升永弁護士により「留保付合憲」・「是正義務付合憲」という用語も用いられているが、令和 2 年 11 月 18 日民集 74 巻 8 号 2111 頁において、「平成２４年大法廷判決及び平成２６年大法廷判決において、選挙区間における投票価値の不均衡が違憲状態にあり、その解消のために選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であるとする判断が示され、国会としては、その状態を是正すべき責務を負うに至ったということができる。」（傍線はいずれも筆者による付加）と述べられており、また是正を行わなかった場合にどのような法的責任が生じるのかが判然としないことから、法的義務とまでは言えないのではないかと考える。

２．「投票価値の平等」を求める意義

そもそもなぜ、投票価値の平等を求める必要があるのかについて確認しておきたい。まず第1に、有権者の一票が選挙の結果に及ぼす影響力（投票価値）の不平等（「一票の格差」）は、選挙権という基本的権利につき、どの選挙区に居住しているかによって差別を行うものだ（憲法14条1項および44条ただし書き違反）ということである。第2に、不平等な選挙で選ばれた国会議員は、「正当に選挙された国会における代表者」（憲法前文）とはいえず、今の国会には全国民の生活に関わる法案や予算案を審議・可決するなどの活動を行う正統性がないということである[2]。つまり、選挙権の平等が民主主義の大前提なのである。第3に、この問題については、国会の立法不作為のみならず、「憲法の番人」たる裁判所の職責が果たされていないのではないかという疑念があり[3]、司法部が立法部の行為を憲法規範に照らしてチェックするという「法の支配」（「司法権の優位」）の確立にとっての試金石となっているということである。

３．判例法理の特徴とその問題点

(1) 立法裁量論

この問題についての判例法理の出発点は、「立法裁量論」にある。最高裁によれば、「投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない[4]。」とされる。しかし、投票価値の平等、すなわち人口要素は、国会の裁量に委ねられる要素では

[2] 最大判平成 26 年 11 月 26 日 68 巻 9 号 1363 頁（参院選「違憲状態」）における櫻井龍子、金築誠志、岡部喜代子、山浦善樹、山崎敏充裁判官の補足意見は、「投票価値の不均衡の是正は，議会制民主主義の根幹に関わり，国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であって，違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは，国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものである。」と述べている。

[3] 今関源成「参院定数不均衡最高裁判決：最高裁 2004 年 1 月 14 日大法廷判決をめぐって」ジュリスト 1272 号 88 頁、89－90 頁（2004 年）；
加藤一彦『議会制の憲法規範統制：議会政治の正軌道を求めて』26 頁、43 頁（三省堂、2019 年）；
荒 中「参議院選挙定数配分に関する最高裁判所大法廷判決についての会長声明」（2020 年 11 月 19 日）
https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2020/201119.html

[4] 最大判令和 5 年 10 月 18 日民集 77 巻 7 号 1654 頁

なく、裁量を羈束する要素のはずであり、この出発点に既に大きな問題がある[5]。

(2) 「3段階の判断枠組み」

最高裁は、立法裁量論から「3段階の判断枠組み」を導き出している。すなわち、まず第1段階として、「定数配分又は選挙区割りが、［人口の平等の他、都道府県・市町村その他の行政区画、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの］ 諸事情を考慮した上で投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か」（「違憲状態」か否か）、第2段階として、「上記の状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か」（違憲か否か）、第3段階として「当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否か」（選挙を無効にするか否か）を判断するというものである。

本来は第1段階のみが違憲審査の基準の問題に該当するものであり、それだけで合憲・違憲の判断をしてよいはずなのだが、最高裁は第2段階を付加し、「違憲状態」という概念を作り出してしまった。「違憲状態」とは本来違憲のはずだが、合理的期間が経過しなければ違憲にはならない（結論としては合憲）というものであり、サッカーのルールに例えるならば、本来レッドカード（違憲判決）を出すべきところをイエローカード（「違憲状態」だが違憲ではないという判決）で済ませることによって、国会に「違憲状態」を解消させるための猶予期間を与えているのである[6]。さらに第3段階では、本来、違憲な政府の行為は無効となるはずであるが（98条1項）、いわゆる「事情判決の法理」によって選挙を無効とするのを回避することができる。

さらに最高裁は、平成29年大法廷判決[7]において、「平成27年改正法の附則で選挙制度の抜本的見直しを約束したことは、今後の「是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び・・・大きな較差を生じさせることのないよう配慮されている」ので、「投票価値の不均衡は、違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえ」ない。」と判示し、国会の事後の努力やその約束も、「違憲状態」か

[5] アメリカの「一人一票原則」は、「人口要素の仁非人口要素に対する優位」、つまり選挙区割を行うにあたっては人口の平等をまず第一に考慮しなければならず、行政区画との一致や地理的一体性、少数者の声の反映、政党間の公平、現職議員の地盤確保、等の非人口要素は、人口の平等を害さない限度において二次的に考慮に入れることができるにすぎないということを意味する。中村良隆「議会の議席配分と『一人一票』原則」『アメリカ法判例百選』（第 5 事件）12－13 頁参照。

[6] 中村良隆「参議院選挙において一人一票を実現するために：仙台高判令和 4 年 11 月 1 日判決の分析」11 頁（法学館憲法研究所、2023 年）、https://www.jicl.jp/articles/opinion_20231019.html

[7] 最大判平成 29 年 9 月 27 日民集 66 巻 10 号 3357 頁。

否かを判断するのに考慮されるべき諸事情に含まれるという法理（「平成29年判決の法理」）を打ち出した。「国会の事後の努力やその約束」は、3段階の判断枠組みの第1段階で考慮されるべき要素ではなく、第2段階で考慮されるべき要素であったはずである。それを前倒しして第1段階に取り入れることにより、「違憲状態判決」すら出さない、しかしそうはいっても国会が全く動かなくなっては困るというので是正要求を付けたということになる。このような3段階の判断枠組みの改悪によって、本来「白か黒か」のようにはっきりすべき「合憲か違憲か」の判断が複雑怪奇なものになってしまったと形容しうるであろう。すなわち、平成29年判決以降、①合憲、②是正要求付き合憲、③違憲状態、④違憲違法（事情判決）、⑤選挙無効という5段階ものグラデーションが生じてしまっているのである。

私見によれば、適切な分析の枠組みは、(1)裁判所で争うことができるか（司法判断適合性、この問題の意義・重要性もここに含めてよい）、(2)基準、(3)救済の３つであり、「合理的期間論」や「事情判決」は本来(3)の救済の問題として扱うべきだが、「違憲」あるいは「選挙無効」という判決を出したくないために、無理に(2)のところに押し込んで基準を後退させたところに今日の理論的混迷の原因があると考えている。

(3) 参議院の独自性・都道府県単位の選挙区の否定

参院選においては、かつては昭和58年大法廷判決[8]によって、「投票価値の平等の要求は、」衆議院の場合と比較して「一定の譲歩、後退を免れない」とされていた。しかし、平成24年大法廷判決[9]は、「憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。・・・都道府県・・・を参議院議員の選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を選挙区の単位として固定する結果、その間の人口較差に起因して投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続していると認められる状況の下では、上記の仕組み自体を見直すことが必要になるものといわなければならない。」と述べて、選挙区割における参議院の独自性・都道府県単位の選挙区の必要性を明示的に否定した。

「地方の声」に留意して、参議院議員は都道府県の代表であるべきであるという意見は根強く残っているが[10]、①実際のところ、投票価値が低いのは都市部だけではなく、

[8] 最大判昭和 58 年 4 月 27 日民集 37 巻 3 号 345 頁
[9] 最大判平成 24 年 10 月 17 日民集 66 巻 10 号 3357 頁
[10] 2026 年 5 月 20 日に開かれた参議院憲法審査会では、自民党、立憲民主党、国民民主党および参政党の委員が、参院選において都道府県単位の選挙区を維持すべきであると述べている。

東京都(0.33)、神奈川県に次いで宮城県や新潟県(0.34)の投票価値も低くなっていること、②衆議院議員も参議院議員も「全国民の代表」（憲法43条）とされていること、③合区が行われたときに「私の選挙区がなくなってしまった」と叫んだ議員もおり、合区対象の4県の候補者のために2018年に比例区の特定枠制度が導入されたことから、「都道府県の代表」というのは建前・言い訳に過ぎず、本音はあくまでも「現職議員の地盤確保」にあるのではないかということが強く疑われる。

４．2025参院選に対する高裁判決の動向

高裁レベルの判決について注目すべきことは、14高裁・高裁支部のうち、過去3回で最も多い10の高裁・高裁支部が「違憲状態」判決を下したことに加え、その多種多様性であり、これまで最高裁も学説も触れなかったところにまで踏み込んだ判決を下していることである。

表１．衆院選および参院選についての高裁判決の動向

https://www.sangiin.go.jp/jpn/kaigijoho/shitsugi/221/s905_0520.html　また、全国知事会や徳島弁護士会も、合区の解消を求めている。全国知事会「参議院選挙における合区の解消に関する決議」（2024 年 8 月 2 日）、https://www.nga.gr.jp/committee_pt/item/02_Ketsugi_1.pdf；徳島弁護士会「参議院議員選挙区選挙の合区制度の早急な解消を求める意見書」（2025 年 4 月 30 日）、https://tokuben.or.jp/archives/13351

	札幌	仙台高裁秋田支部	仙台	東京	名古屋高裁金沢支部	名古屋	大阪	広島	広島高裁岡山支部	広島高裁松江支部	高松	福岡	福岡高裁宮崎支部	福岡高裁那覇支部
衆院選2024	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲
衆院選2026	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲	合憲
参院選2022	違憲状態	違憲状態	違憲違法	違憲状態	違憲状態	是正要求付合憲	違憲状態	是正要求付合憲	是正要求付合憲	是正要求付合憲	是正要求付合憲	違憲状態	違憲状態	是正要求付合憲
参院選2025	違憲状態	違憲状態	違憲状態	是正要求付合憲	違憲状態	是正要求付合憲	是正要求付合憲	違憲状態	違憲状態	違憲状態	是正要求付合憲	違憲状態	違憲状態	違憲状態

（出典：「升永ブログ」　https://blg.hmasunaga.com/　掲載の判決一覧より作成）

(1) 国会の正統性・「正当に選挙された代表者」

広島高裁岡山支部（令和7年11月13日、「違憲状態」）[11]は、「依然として選挙区間における投票価値に3倍程度の較差があること、すなわち、ある選挙区の選挙人の投票価値が他の選挙区の選挙人の投票価値の3分の1程度しかないということは重大で看過し難い事態であって、参議院ひいては民主主義の正統性にも疑問を抱かせるものであり、他の考慮すべき諸要素との関係においてやむを得ない事情があると認められない限り、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあるというべきである。」と判示している。

福岡高裁（10月31日、「違憲状態」）は、「ある１選挙区の投票価値が他の1選挙区のそれと比較すると僅か3分の１程度しかないということは、平等原則という観点からすると、それだけで、議員の構成員が正当に選挙された者であるといえるのかに疑問符

[11] 高裁・高裁支部の判決文は、次のウェブサイトから入手可能である。「【１人１票裁判（2025 参）】全国弁論期日・主張書面・判決文」（升永ブログ）https://blg.hmasunaga.com/2025/09/02/post-24759/

が付くし、個々の選挙人にとっても、自ら特定の住所地を選んだなどという理由では正当化できない理不尽なことである。」と述べている[12]。

(2) 裁判所の役割

同高裁は、「更に本件選挙でも合憲状態と判断すれば、いかなる理由を付したとしても、通常選挙における上記較差が3倍程度の場合、投票価値の平等は問題にならないと宣言するに等しい。・・・国会において成案に達することができていないのは、いずれの方法にも課題のあることが主たる要因というより、参議院発足時のような絶対的な検討期限がなく、最高裁判所も現状の定数配分規定を合憲状態と判示し続けてきたことに主たる要因があるものと認められ」ると述べ、要するに、「最高裁判所が国会を甘やかしているから、国会が動かないのではないか」と指摘するところにまで踏み込んでいる。

(3) 一人一票

仙台高裁（11月7日、「違憲状態」）は、「現行の選挙制度を抜本的に見直して改めることに相当の困難が伴うものであるとしても、投票価値の平等を実現すべく、較差是正のためにこれを断固として実行することは、主権者たる国民の付託を受けて、広範な裁量権を与えられた国会の責務であるといわなければならない。・・・　国政に国民の意思を公正かつ効果的に反映させるための選挙を実現するためには、投票価値をできる限り平等に近づけるようにしなければならない。」と述べているが、この「できる限り平等に近づける」というのは、アメリカ合衆国最高裁で連邦議会下院選挙の場合に言われていることと同じである[13]。

東京高裁・宮坂判決（10月30日、「是正要求付き合憲」）も、投票価値の平等の要請が、本質的には1人1票を前提とする多数決原理により国の重要政策を決定するという代

[12] この他に広島高裁・末永判決（11 月 25 日、「違憲状態」）が「投票価値の平等が憲法の要求するところであり、国民の意思を適正に反映する選挙が国会の活動の正統性を基礎づける民主政治の基礎である・・・投票価値の平等は国民主権の上に国会が国権の最高機関としての正統性を持つための土台をなすものである」、仙台高裁秋田支部（11 月 6 日、「違憲状態」）が「選挙区間の最大較差が３倍程度という状況は、それだけで、国権の最高機関たる国会の構成員が、全国民を代表する正当に選挙された議員（憲法前文、４３条）といえるのかについての疑問を生じさせるものである」、札幌高裁（11 月 10 日、「違憲状態」）が「選挙は正当なものであることが必要不可欠であり、このことは代表民主制を支える重要な意味を持つといえる」と述べていて、合計 5 高裁が国会の活動の正統性または「正当に選挙された代表者」を問題にしている。

[13] Kirkpatrick v. Preisler, 394 U.S. 526, 530 (1969); Karcher v. Daggett, 462 U.S. 725, 730 (1983); 中村良隆「一人一票原則の歴史的再検証」比較法学 36 巻 1 号 17 頁、47－50 頁（2002 年）参照。

表民主制の理念によるものである」と述べている[14]。

(4) 救済策の示唆

各高裁の間で、この問題の出口、すなわち具体的にどのような方法によって較差の是正を行うべきかということが議論されているのは特筆に値する。中でも出色なのは前出の東京高裁・宮坂判決である。

同判決は、較差是正の方策として、①合区について、「現状の４県２合区の下でも拡大し続けている較差に対する方策として、必ずしも有効とはいえないものであり、全国４７都道府県の中でも最も人口減少が進んだ４県のみを不公平に取り扱う、いびつで中途半端なものになっていると考えざるを得ない。」と批判する一方で、②都道府県単位の選挙区に戻すこと（合区の解消）については「（都道府県を選挙の単位とする）仕組み自体を見直すことが不可欠になっているというべきである。このことは、既に平成２４年最大判が明らかにしているとおりであり、都道府県単位の選挙制度の意義を強調すれば、最大較差３倍を相当程度超えるような投票価値の不平等を正当化できるなどという幻想を抱くべきではない。」と手厳しく非難している。③ブロック制については「選挙制度の見直しを進めるための方策は、合区制が唯一絶対の手法だったわけではない。現に、・・・専門委員会の報告書では、ブロック選挙制導入という具体的な選択肢も示されているところである。」と述べ、ブロック制についてのみ否定的評価をせず、妥当な解決策として支持しているといえる。

この他、広島高裁岡山支部（11月13日、「違憲状態」）は「合区の不合理を解消する必要があるとすると、都道府県単位の現行の選挙制度の仕組みを抜本的に見直すか、・・・総定数を変更するなどの検討を要することになる。」と述べ、福岡高裁は選挙区を各都道府県としつつ定数を奇数にすれば、「憲法４６条が求める３年ごとの半数改選や投票価値・投票機会の平等、地方自治体・世論の要請を全て満たすことができる。」という。

(5) 合理的期間論の排除

「合理的期間論」は一度も明示的に期限が付されたことがなく、もはや期間ではなく「立法者の努力の評価」に転化しているという評価もなされてきたところである[15]。

[14] この他に、札幌高裁も、「国民が選挙によって議員を選ぶ権利は、国民それぞれに差異を設ける理由はなく、そうすべきでもないから、国民一人一人が平等に有すべきであり、その投票価値は平等でなければならない。」と述べている。合計 3 高裁が一人一票を基準として明言しているといえる。

[15] 最大判平成 25 年 11 月 20 日民集 67 巻 8 号 1503 頁は、合理的期間が経過したかどうかは、「単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる

しかし、東京高裁・宮坂判決は初めて合理的期間論に期限を付した。「平成24年最大判・・・で整理済みとなっている議論を蒸し返し、結論を更に先延ばしにするようなことがあれば、違憲の判断も免れないと考えられる。そのデッドラインは、本件協議会の報告書に明記された令和10年通常選挙までということになろう。」と述べて、今回は是正要求付き合憲判決に留めるが、次回は合理的期間論を適用せずに「違憲違法」判決を下すと警告している。同判決には、千葉勝美裁判官の「キャッチボール」論も引用されており、「較差拡大が放置されたまま選挙を迎える事態になって場合には、・・・最高裁としては、もはや、従前のように『合理的期間を徒過したか』否かを改めて検討する余地はなく、直ちに『違憲』と判断することが可能になったものともいえよう[16]。」との記述を援用したものと考えられる。

５．「違憲状態」判決と「是正要求付き合憲」判決の分岐点

ここまで積極的な「違憲状態」判決を紹介してきたのだが、高裁判決には消極的な「是正要求付き合憲」判決も若干みられた。そのような違いはどうして生じたのかということについて考察してみたい。

(1)令和5年大法廷判決の問題点

令和5年大法廷判決は、「較差の更なる是正のための法改正の見通しが立つに至っていないのはもとより、その実現に向けた具体的な検討が進展しているともいい難い。」と述べて、国会の取組みが停滞していることを認めている。ここで、「3段階の判断枠組み」を素直に適用すれば、較差3倍超で違憲状態となり、さらに合理的期間が徒過したことにより違憲違法判決を下さなければならないのではないだろうか。前回2023年参院選について、仙台高裁令和4年11月1日はそのような結論を出している[17]。

しかし、令和5年大法廷判決はそのような結論には至らなかった。その理由づけとして次の2点が挙げられる。第1に、3倍超の較差につき同判決は、「数十年間にもわたり５倍前後で推移してきた・・・著しい不平等状態はひとまず解消されたところ、合区は維持され、選挙区間の最大較差は３倍程度で推移しており、有意な拡大傾向にあるともいえない。」と述べている。ここでは、令和5年大法廷判決（衆）[18]と同様に、較差それ

手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否か」という観点から評価すべきであると判示している。安念潤司「一票の格差（最大判平成 27・11・25)」法学教室 464 号 30 頁、33 頁（2019 年）参照。

16 千葉勝美「司法部の投げた球の重み：最大判平成 29 年 9 月 27 日のメッセージは？」法律時報 89 巻 13 号 4 頁、6 頁（2017 年)。

17 中村・前掲注 6。

18 最大判令和 5 年 1 月 25 日民集 77 巻 1 号 1 頁。

自体ではなく、「立法時点からどれだけ拡大したか」に焦点が当てられているが、「較差5倍からよくなったからよい、3倍程度なら我慢しろ」といえるのか、合区はそもそも応急措置または通過地点であり、そこにとどまっているだけでそれが是認されるということにはならないはずである。

第2に、国会の取組みの停滞につき、「合区の導入後に、その対象となった４県において、投票率の低下や無効投票率の上昇が続けてみられること等を勘案すると、・・・慎重に検討すべき課題がある・・・広く国民の理解も得ていく必要があると考えられ、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれる。」と述べた。ここでは、国会の事後の努力やその約束すらないにも関わらず、国会にさらなる猶予期間を与えているのだが、そのような結論は、平成29年判決の法理にも背反し、論理的に破綻しているのは明らかではないか。

以上2つの点につき、国会に寛容な姿勢を示した令和5年大法廷判決に同調するかどうかということが、各高裁が「是正要求付き合憲」判決を下すか「違憲状態」判決を下すかの分岐点であったと思われる。

(2) 3倍超の較差をどう評価するか？

名古屋高裁10月30日（「是正要求付き合憲」）は、「合区は維持され、選挙区間の最大較差は３．１３倍であり、令和４年選挙における選挙区間の最大較差である３．０３倍より増加しているものの、その差は０．１倍にとどまっており、３倍を大きく超える有意な拡大傾向にあるとまではいえない。」と令和5年大法廷判決の判断方法を踏襲して、「是正要求付き合憲」判決を下している。しかし、人口較差が一貫して拡大傾向にある以上、それに対して何ら手を打たないことは故意（＝「有意」）といえなくとも、重過失(reckless disregard)の誹りを免れないであろう。

他方、福岡高裁10月31日（「違憲状態」）は、「選挙区間の最大較差が・・・3倍程度まで開いているという状況がある場合には、その最大較差以外の諸要素との間でやむを得ない事情があると認められない限り、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあるというべきである。」と判示している。較差が3.03倍から3.13倍に0.1倍拡大したことではなく、3倍を超えていることを問題視する思考方法が健全なものといえるであろう。

(3) 国会の取組みの停滞の要因は何か？

名古屋高裁10月30日は、「合区における投票率の低下や無効投票率の増加という弊害について、・・・一定の制度設計を行うに当たり、未だ広く国民の理解を得ることがで

きていない状況にあり、国民の意見も分かれていることが根底にあるものとうかがわれる。」と述べている。しかし、国民の代表として、率先して国民の理解・意見をまとめるのが国会議員の役割のはずだが、自らの既得権益（「私の選挙区」）に執着し、その役割を果たしていないのではないかという疑いは拭いきれない。

東京高裁・宮坂判決は、「平成 2 7年改正以降、投票価値の不均衡の更なる是正と選挙制度の抜本的な見直しに向けた取組の動きが突然減速してしまった根本的な原因は、上記ア［合区に対する批判］、イ［投票価値の平等］のジレンマにあったと理解される。」と述べているが、この判決自体が認めているように、解決策は合区だけではなく、合区は応急措置または通過点でしかない以上、「抜本的な見直し」のための取組みを止める理由にはならないであろう。

福岡高裁10月31日の指摘した通り（前出）、「最高裁判所も現状の定数配分規定を合憲状態と判示し続けてきたことに主たる要因がある」と素直にこれまでの裁判所の大甘の姿勢を反省するべきであろう。

６．結論

以上の分析から、以下のような結論が導かれるものと考える。

(1) 高裁判決に対する評価

令和5年大法廷判決は、「更なる較差の是正」を要求しているが、結論が合憲（イエローカードすら出さない）である以上、そのメッセージは国会に真剣に受け取られることはなく、立法裁量に対して司法的統制が全く効いていない状態を温存することになった[19]。

一連の高裁判決は、従来の判例法理を明示的に変更するものとまではいえないとしても、①投票価値の平等の意義、②基準、③救済のいずれについてもこれまで見られなかった、踏み込んだ判示を行い、最高裁に積極姿勢に転じるように促しているように読める。

先例法理をなぞっただけにとどまらない、これらの「顔のある」判決群は、14高裁のすべてで提訴し、学説でも議論されてこなかったような新手（①統治論、②「人口比例選挙」基準、③国難論、④「八月革命」未達成論、⑤区割り審設置法違反、⑥信託論、

[19] 同旨、斎藤一久「2019（令和元年）年参議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室 488 号 52 頁、57 頁（2021 年）。

⑦過疎地論、・・・）を次々に繰り出す、原告弁護士グループの努力が一定の実を結んだものといえる。

(2) 論理的混迷・破綻から脱却するために

諸悪の根源は立法裁量論にあり、「国会の面子が立つように最大限配慮すべきである」との裁判所の誤った姿勢から、「屋上屋を架す」3段階の判断枠組みや、デッドラインのない合理的期間論、国会の事後の努力やその約束も「違憲状態」か否かを判断するのに考慮されるべき諸事情に含まれるという「平成29年判決の法理」などの論理的矛盾・破綻がもたらされている。

最高裁の先例を前提としたとしても、少なくとも「是正要求付き合憲判決」によっては「較差の更なる是正」のための「選挙制度の仕組みの抜本的な見直し」を前進させることができないことはもはや自明ではないか。平成24（2012）年大法廷判決から14年、平成30年（2018）公選法改正から8年、前々回の令和2年（2020）大法廷判決から数えても6年が経過している。今回最高裁が「違憲状態」判決を下すこと（かつ、東京高裁のように期限を切ること）は必須であると思われる。

(3) ブロック制の試算と問題解決の見通し

救済の具体策のうち、ブロック制が最も有望であると考える。参議院選挙区の定数148を衆議院比例代表と同じ11ブロック制を用いて試算すると、最大人口格差は1.13倍となり、有権者の49.87％が議席の51.35％を選出するという結果が得られた[20]。さらに、比例代表を含めた総定数248を11ブロック制により配分すると、最大人口格差は1.06倍となり、有権者の49.73％が議席の50.00％を選出することになる[21]

政治的には、衆議院で単独3分の2を有することから、「数の力」に物を言わせる現政権の強権的運営、国会軽視・憲法無視の姿勢に歯止めをかけるためにも[22]、最高裁の「違憲状態」判決を契機に参議院の野党がイニシアティブを取ってブロック制導入に漕

[20] 升永・前掲注1、9ページも同旨。なお、以下のGoogle Driveから中村による試算結果のエクセル・ファイルをダウンロード可能である。
https://docs.google.com/spreadsheets/d/1CTgVhlnJwpQUCDNLGl_BFViFnEXaMmkJ/edit?usp=sharing&ouid=107369474056038389098&rtpof=true&sd=true

[21] 同上、和田淳一郎「参議院の選挙制度：一票の不平等と単記非移譲式投票」改革者2025年10月号28頁、31頁参照。

[22] 高市首相は、来年3月までに憲法改正の発議を行いたいと公言しているが、人口比例選挙に基づかない、従って民主的正統性を持たない国会議員から構成されている現在の国会が憲法改正の発議を行うことは言語道断の憲法違反であるというべきである。升永英俊「裁判官は憲法の守護神：2025年参院選（選挙区）の当選議員は『正当に選挙された』国会における代表者（憲法前文冒頭）ではない」朝日新聞2026年9月8日意見広告参照。

ぎ着けることが望ましいだろう。

それでも国会の動きが鈍いのであれば、アメリカで州裁判所が違憲判決を下しても半世紀以上事態が進展しなかった前例に照らして、裁判所が選挙区割を行うべきであると考える[23]

（注記：　本稿は、2026 年 8 月 1 日に中央大学茗荷谷キャンパスで開催された日本比較法研究所共同研究グループ「選挙権･選挙制度および国民の政治参加に関する比較法的研究」第 3 回研究会における報告に基づいて執筆したものである。）

◆中村良隆（なかむら　よしたか）のプロフィール
大東文化大学非常勤講師（専門分野は英米法）。
早稲田大学法学部卒業、中央大学法学研究科修士課程（英米法専攻）修了。
早稲田大学比較法研究所助手、明治学院大学法学部専任講師、名古屋大学法学研究科（モンゴル国立大学法学部内日本法教育研究センター）特任講師を経て、現職。
主要な著作として、注に引用したもののほか『多様化するアメリカと合衆国最高裁判所―ロバーツ・コートの軌跡と課題』（分担執筆、成文堂、2023 年）;『スタート憲法（第 4 版）』（共著、成文堂、2024 年）;『米国刑事判例の動向Ⅴ～Ⅸ』（分担執筆、中央大学出版部、2016～2025 年）等がある。

[23] 裁判所が選挙区割を行うことを認める見解として、田中英夫「定数配分不平等に対する司法的救済」『英米法研究Ⅰ：法形成過程』203 頁、213 頁（東京大学出版会、1987 年）；野中俊彦「議員定数不均衡と選挙の効力」『憲法訴訟の原理と技術』366 頁、383 頁（有斐閣、1995 年）；中村・前掲注 12、60 頁；千葉勝美『違憲審査』41 頁（有斐閣、2017 年）；中村・前掲注 6、20－23 頁。